

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	若者ワンステップ応援事業業務の委託について
----	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部消費者支援等担当課）

事業の概要

事業名	若者ワンステップ応援事業
担当課	消費者支援等担当課
目的	就労の意欲はあるものの一般就労に結びつかない若者に対し、個々のレベルに応じた就労支援を段階的に実施し、就職後のアフターフォローを行うことで、若者の継続的就労を支援する。
対象者	区内在住（原則）18歳以上39歳以下の一般就労を目指す若者
事業内容	<p>区は、勤労者・仕事支援センターを通じて、働く意欲はあるものの就労に結びつかない障害者、高齢者、若年非就業者等を対象に、相談から、多様な運営主体による実習や就労訓練、職業紹介まで、幅広く支援を実施している。このうち、若年非就業者については、総合相談窓口はあるものの、相談者を就労につなぐための就労支援メニューの充実が課題となっている。</p> <p>このため、区が「東京都人づくり・人材確保支援事業補助金（新設）」を活用して「若者ワンステップ応援事業」を実施し、若年非就業者に対する就労支援施策の充実を図る。</p> <p>本事業は、勤労者・仕事支援センターに相談に訪れる若者等を対象に、個別カウンセリング、就労準備訓練、インターンシップ、就職支援、定着支援までの一貫した支援を勤労者・仕事支援センターに委託して行うものである。</p> <p>1 事業規模</p> <p>(1) 対象者 区内在住（原則）18歳以上39歳以下の一般就労を目指す若者</p> <p>(2) 実施回数 年2回</p> <p style="padding-left: 20px;">第1期 平成27年7月13日から平成28年2月12日まで</p> <p style="padding-left: 20px;">第2期 平成27年11月16日から平成28年3月31日まで</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 次年度以降、継続実施の予定</p> <p>(3) 受入人数 年間20名（各期10名）</p> <p>2 委託内容</p> <p>(1) 相談員による個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別カウンセリングの実施 ・個別支援計画の作成 ・個別支援計画に基づく就労支援・面談の実施 ・インターンシップ事後評価の実施 ・就職活動支援の実施 ・面談、架電等による就職後のアフターフォローの実施 <p>(2) 各種プログラムによる就労準備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動や就労に必要な基礎的スキルを養成する準備プログラムの実施 ・社会人マナーの習得等プラスαプログラムの実施 ・インターンシップ準備評価プログラム、地域の企業等におけるインターンシップの実施 ・就労支援機関が実施する面接会、セミナーの活用による就労支援の実施 <p>(3) 職業紹介による就職支援</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 若者ワンステップ応援事業業務の委託について

保有課(担当課)	消費者支援等担当課
登録業務の名称	若者ワンステップ応援事業
委託先	(公財)新宿区勤労者・仕事支援センター(随意契約により業者指定) ※ 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程 及び公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程 施行規則に基づき事業を実施
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【区内在住(原則)の18歳以上39歳以下の一般就労を目指す若者に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、学歴、職務経歴、面談記録、 緊急連絡先(氏名、住所、電話番号)、各種プログラムの評価、就職先
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	本事業は、就労の意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい若者に対し、 就労準備から就職後の定着支援までを行うものである。区職員では、就労支 援を行う専門資格、実務経験を有するものは限られており、効率的・効果的 に就労支援を実施することができないため、若者の就労支援にノウハウがある 事業者へ委託する必要がある。 勤労者・仕事支援センターは、若年者就労支援室「あんだんて」の運営や 若年者インターンシップ等を通じて若者の自立・就労支援に実績がある。更 に、同センター内には、若者専門相談や無料職業紹介所「ここ・からジョブ 新宿」が設置されている。このため、相談から、本事業の就労支援、職業紹 介までをワンストップで実施することが可能である。 よって、本事業を効率的・効果的に実施するため、同センターに委託する。
委託の内容	1 相談員による個別支援 ・個別カウンセリングの実施 ・個別支援計画の作成 ・個別支援計画に基づく就労支援・面談の実施 ・インターンシップ事後評価の実施 ・就職活動支援の実施 ・面談、架電等による就職後のアフターフォローの実施 2 各種プログラムによる就労準備支援 ・就職活動や就労に必要な基礎的スキルを養成する準備プログラムの実施 ・社会人マナーの習得等プラスαプログラムの実施 ・インターンシップ準備評価プログラム、地域の企業等におけるインター ンシップの実施 ・就労支援機関が実施する面接会、セミナーの活用による就労支援の実施 3 職業紹介による就職支援
委託の開始時期及び期限	平成27年7月13日から平成28年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、別紙1「特記事項」を付し、委託先と再 委託先との間の契約書には別紙2「特記事項」を付す。 2 委託先が収集した情報の管理・保管状況については、随時、立入検査し、 確認する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、パスワードを設定 し、指定された従事者のみ操作できるようにする。 4 勤労者・仕事支援センター以外の場所において、上記情報項目に係る個人 情報を取り扱わない。 5 委託業務の履行後、不要となった個人情報は、速やかに区に返還させる。 また、電磁的媒体については、立入検査の際、電磁的媒体の処理に係るパ ソコン内に不要となった個人情報が残置していないかを確認する。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 若者ワンステップ応援事業業務の再委託について

保有課(担当課)	消費者支援等担当課
登録業務の名称	若者ワンステップ応援事業
委託先(再委託先)	【委託先】 (公財)新宿区勤労者・仕事支援センター 【再委託先】 NPO 法人キズキ(随意契約により業者指定)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【区内在住(原則)の18歳以上39歳以下の一般就労を目指す若者に係る情報項目】 氏名、性別、学歴、職務経歴、面談記録、各種プログラムの評価
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
再委託理由	再委託先は、不登校や中退等、困難を抱える若者の再スタート支援を目的として設置された団体であり、若者支援に対する専門的ノウハウや技術、経験を有している。また、当該団体は、東京都若者社会参加応援事業登録団体として社会体験活動を実施しており、「生活リズムの改善」、「社会スキルの獲得」から「PCスキル・文章作成講座」までと、幅広いプログラム実施の実績を持っている。 本事業は、各期7か月の継続的個別支援を実施するものであるが、このうち当該団体に専門性の高い各種プログラムの実施を再委託することにより、様々な課題を抱えた若者に対して、限られた期間の中で、効果的・効率的に就労支援を行うことができる。
再委託の内容	1 各種プログラムによる就労準備支援 ・就職活動や就労に必要な基礎的スキルを養成する準備プログラムの実施 ・社会人マナーの習得等プラスαプログラムの実施 ・インターンシップ準備評価プログラム、地域の企業等におけるインターンシップの実施
再委託の開始時期及び期限	平成27年7月13日から平成28年3月31日まで(以降継続)
委託(再委託)にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、別紙1「特記事項」を付し、委託先と再委託先との間の契約書には別紙2「特記事項」を付す。 2 再委託先が収集した情報の管理・保管状況については、必要に応じて区が立入検査し、確認する。
受託事業者(再受託事業者)に行わせる情報保護対策	1 再委託先に係る業務においては、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程及び公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程施行規則に基づき、適正管理させる。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

10 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

11 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

12 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

13 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

（業務に関する報告）

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

16 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

19 乙は、第 1 項から第 17 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区長
- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

12 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

13 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

14 丙は、丙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

15 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

16 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

17 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

18 丙は、第1項及び第3項から第16項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。